業務名（業務コード）　輸出申告変更書項登録（ＥＤＡ０１）　端末仕様（参考）

| 項番 | 欄 | 項目名 | ID | 属性 | 桁 | 繰１ | 繰２ | 条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）輸出申告/特定輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告/コンテナ扱い申出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外） | | | | 入力がない場合の補完項目（数字は優先順位） | 条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外） | | 入力がない場合の補完項目（数字は優先順位） | コード | 入力条件／形式 | ＥＬ | 履歴 | ＰＫ | 既定値 |
|---|---|---

業務名（業務コード）　輸出申告変更事項登録（ＥＤＡ０１）　端末仕様（参考）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	欄1	欄2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告/コンテナ扱い申出 大類	少類	特定輸出申告 大類	少類	展示等積戻し申告 大類	少類	コンテナ扱い申出 大類	少類	変更可／不可（○：変更可　×：変更不可　－：対象外）通常申告の変更	予備申告の変更（コンテナ扱い申出事用含む）	コンテナ扱い申出の変更	コンテナ扱い申出適用後の変更事項	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）輸出申告/特定委託輸出申告/特定製造貨物輸出申告/積戻し申告 大類	少類	特定輸出申告 大類	少類	展示等積戻し申告 大類	少類	（○：変更可　×：変更不可　－：対象外）通常申告の変更	予備申告の変更	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	ＥＬ	Ｒ	履歴	Ｐ Ｒ	既定値
46		輸出承認証等識別	LC－	an	4	5		C	C	C	C	C	C	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	C	C	C	○	○		輸出承認証等識別コード	（１）他法令コードに、システムで輸出検疫登録を証明する旨のコードが入力された場合は、「ＭＯＴＳ」を入力 （２）以下の輸出承認証等識別コードを入力する場合は、同一コードの重複がないこと ①ＩＴＮＯ：展示等申告番号 ②ＭＯＴＳ：システムでの運輸通送車両法における輸出検疫登録 ③ＨＦＮＮ：システムでの未船・ふ中載い承認申請番号 ④ＨＣＮＣ：包括コンテナ扱い申出番号 （３）展示等積戻し申告の場合は、「ＩＴＮＯ」を必須入力 （４）特定委託輸出申告の場合は、「ＡＥＯＵ」または「ＡＥＯＭＡ」を必須入力					
47		輸出承認証番号等	LI	an	20	*		N	N	N	N	N	N	N	N	○	○	○	○		N	N	N	N	N	N	N	○	○			（１）展示等積戻し申告の場合は、以下の内容を入力 「輸出等申告番号（１１桁）－本邦船舶の出航日（２桁）」 （２）輸出承認証等識別に「ＡＥＯＵ」を入力した場合は、特定保税運送者の到関書コード（Ｓ桁）を入力					
48		インボイス識別	IV5	an	1			C	C	C	C	X	X	X	X	○	○	-	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○			Ａ：インボイス Ｂ：インボイスに代わる書類 Ｃ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報あり） Ｄ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報なし）					
49		電子インボイス受付番号	IVU	an	10			C	C	C	C	X	X	X	X	○	○	-	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○			（１）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 （２）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」以外が入力された場合は、入力不可					
50		インボイス番号	IVN	an	35			C	C	C	C	X	X	X	X	○	○	-	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○									
51		インボイス価格条件コード	IP1	an	3			N	N	N	N	X	X	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	X	X	X	○	○		価格条件コード							
52		インボイス通貨コード	IP2	an	3			N	N	N	N	X	X	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	X	X	X	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）							
53		インボイス価格	IP3	n	18			N	N	N	N	X	X	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	X	X	X	○	○			（１）インボイス通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁入力可 （２）インボイス通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
54		インボイス価格区分コード	IP4	an	1			N	N	N	N	X	X	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	X	X	X	○	○			Ａ：有償貨物のインボイス価格 Ｂ：無償貨物のインボイス価格 Ｃ：有償貨物、無償貨物の混在したインボイス価格 Ｄ：上記以外の価格					
55		ＦＯＢ通貨コード	FC0	an	3			C	C	C	C	N	N	X	X	○	○	-	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	（１）インボイス価格条件コードがＦＯＢの場合は、入力省略可 （２）展示等積戻し申告の場合は「ＪＰＹ」のみ入力可					
56		ＦＯＢ価格	FN	n	18			N	N	N	N	N	N	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	N	N	N	○	○			（１）インボイス価格条件コードがＦＯＢの場合は、入力省略可 （２）ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁まで入力可 （３）ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
57		ベーシックプライス会計	TP	n	18			C	X	C	X	C	X	X	X	○	○	-	○		C	X	C	X	C	X	X	○	○			（１）システムで算出する按分係数合計によらず、按分係数の合計値を指定する場合に入力 （２）小数部２桁まで入力可		○			
58		要船積（搭載）確認識別	LN	an	1			C	C	X	X	X	X	X	X	○	○	-	○		C	C	X	X	X	X	X	○	○			（１）船積（搭載）確認が必要な場合に「Ｙ」を入力 （２）以下の場合は、システムで自動的に要船積（搭載）確認対象とする ①積戻し申告 ②完成外使用の普通に該当しない輸送 ③開発の減免貨税または関消費税の免税届付 ④特定輸出申告 ⑤展示等積戻し申告					
59		パンニング場所コード	VC－	an	12	5		C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○		X	X	X	X	X	X	X	-	-		保税地域コードまたは輸出入者コード	（１）コンテナ扱い申告の場合は、１欄目を必須入力 （２）輸出入者コードの先頭８桁で入力した場合は、システムで後４桁に「０００００」を補完する					
60		パンニング場所名	VN	an	70			F	F	F	F	X	X	F	F	○	○	○	○	保税地域ＤＢまたは国内開出入者ＤＢ（パンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	X	-	-			（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される蔵置場名が、申告すべき蔵置場名と異なる場合に入力					
61		パンニング場所住所１（都道府県）	VA	an	15			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○	国内開開出入者ＤＢ（パンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	X	-	-			コンテナ扱い申出の場合に、パンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力					
62		パンニング場所住所２（市区町村（行政区名））	VA5	an	35			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○	国内開開出入者ＤＢ（パンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	X	-	-			コンテナ扱い申出の場合に、パンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力					
63		パンニング場所住所３（町域名・番地）	VAC	an	35			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○	国内開開出入者ＤＢ（パンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	X	-	-			（１）コンテナ扱い申出の場合に、パンニング場所コード１欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力 （２）パンニング場所住所３（町域名・番地）欄で、パンニング場所の住所を入力し、されない場合は次項目に入力					
64		パンニング場所住所４（ビル名ほか）	VA8	an	70			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○	国内開開出入者ＤＢ（パンニング場所コード（１欄目））	X	X	X	X	X	X	X	-	-									
65		記事（税関用）	RT1	j	140			C	C	C	C	C	C	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	C	C	C	○	○									
66		記事（通関業者用）	RT2	j	70			C	C	C	C	C	C	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	C	C	C	○	○									
67		記事（荷主用）	RT3	j	70			C	C	C	C	C	C	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	C	C	C	○	○									
68		社内整理用番号	REF	an	20			C	C	C	C	C	C	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	C	C	C	○	○									
69		輸出統計品目番号	CH50	an	9			N	C	N	C	C	C	N	C	○	○	○	○		N	C	N	C	C	C	C	○	○		輸出統計品目番号	（１）輸出統計品目表の番号、統計細分を続けて入力 （２）「ＮＡＣＣＳ用」欄に「Ｔ」及び「Ｔ１」がある場合は、ＮＡＣＣＳ用の輸出統計品目番号を入力 （３）通貨換算統計上対象の場合は、必須入力 （４）少額申告、または展示等積戻し申告の場合は、輸出統計品目番号の先頭４桁のみ入力可 （５）少額申告の場合は１欄のみ入力可					
70		ＮＡＣＣＳ用コード	CH5*	an	1			N	X	N	X	C	X	N	X	○	○	○	○		N	X	N	X	C	X	X	○	○			（１）輸出統計品目表のＮＡＣＣＳ用を入力 （２）必要に応じ、貨物の属性を入力 （３）展示等積戻し申告の場合は、「Ｔ」のみ入力可 Ｘ：少額合算の貨物 Ｅ：統計上除外の貨物 Ｙ：再輸出の貨物 Ｔ：通貨換算統計対象の場合					
71		品名	CHK*	an	40			F	N	F	N	N	N	F	N	○	○	○	○	輸出品目ＤＢ	F	N	F	N	N	N	N	○	○	輸出品目ＤＢ		入力された品目コードが、システムに品名が特定できないものとして登録されている場合は、必須入力					
72		数量（１）	QN1*	n	12			C	X	C	X	C	X	C	X	○	○	○	○		C	X	C	X	C	X	X	○	○			（１）統計計上を要する品目の場合に、数量を入力 （２）統計上の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数部２桁まで入力可		○			
73		数量単位コード（１）	QT1*	an	4			N	X	N	X	N	X	N	X	○	○	○	○		N	X	N	X	N	X	X	○	○		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること （２）再輸出の貨物の場合または通過貨易統計計上対象の貨物の場合は、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重複系の入力があること					
74		数量（２）	QN2*	n	12			C	X	C	X	C	X	C	X	○	○	○	○		C	X	C	X	C	X	X	○	○			（１）統計計上を要する品目の場合に、数量を入力 （２）統計上の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数部２桁まで入力可		○			
75		数量単位コード（２）	QT2*	an	4			N	X	N	X	N	X	N	X	○	○	○	○		N	X	N	X	N	X	X	○	○		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること （２）再輸出の貨物の場合または通過貨易統計計上対象の貨物の場合は、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重複系の入力があること					
76		ベーシックプライス按分係数	BPA*	n	18			C	X	C	X	C	X	X	X	○	○	-	○		C	X	C	X	C	X	X	○	○			（１）価格按分により申告価格を算出する場合は、按分係数を入力 （２）小数部２桁まで入力可 （３）ベーシックプライス通貨コードに入力がある場合は、入力不可		○			
77		ベーシックプライス通貨コード	BPC*	an	3			C	X	C	X	C	X	X	X	○	○	-	○		C	X	C	X	C	X	X	○	○		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	（１）価格按分によりＦＯＢ価格により申告価格を算出する場合（無償貨物の場合）は、ＦＯＢ価格の通貨種別を入力 （２）ベーシックプライス按分係数に入力がある場合は、入力不可 （３）展示等積戻し申告の場合は、「ＪＰＹ」のみ入力可					
78		ベーシックプライス金額	BPK*	n	18			N	X	N	X	N	X	X	X	○	○	-	○		N	X	N	X	N	X	X	○	○			（１）価格按分によりＦＯＢ価格により申告価格を算出する場合はＦＯＢ価格を入力 （２）価格按分により申告価格を算出する場合は、入力不可 （３）ベーシックプライス通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数部２桁まで入力可 （４）ベーシックプライス通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数部入力不可		○			
79		他法令コード	BL－*	an	2	5		C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○		他法令コード	（１）関税法第７０条関係の許可承認等を添付する場合は、入力 （２）５法令を超える分については、「記事（税関用）」欄に入力。ただし、５法令を超える場合であっても、輸出検疫登録を証明する旨のコードを入力する場合は、本欄に入力 （３）輸出承認証等識別に輸出検疫登録を証明する旨の入力がされた場合は、システムで輸出検疫登録を証明する旨のコードを入力 （４）システムで輸出検疫登録を証明する旨のコードと、マニュアルで輸出検疫登録を証明する旨のコードが混在して入力されていないこと					
80	*	輸出貿易管理令別表コード	ET	an	5			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○		輸出貿易管理令別表コード					
81	*	外為法第４８条コード	GA8	an	1			C	C	C	C	X	X	C	C	○	○	○	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○			Ａ：外為法第４８条第１項（個別許可） Ｃ：外為法第４８条第１項（特定包括許可） Ｆ：外為法第４８条第１項（一般包括許可） Ｇ：外為法第４８条第１項（特別通知等包括輸出許可）					
82	*	開発減免貨税コード	RE	an	5			C	C	C	C	X	X	X	X	○	○	-	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○		開発減免貨税コード	開発定率法または開発暫定措置法等の規定に基づき減免貨税を受けた場合に、該当する条項をコードで入力					
83	*	内国消費税免税コード	TB	an	1			C	C	C	C	X	X	X	X	○	○	○	○		C	C	C	C	X	X	X	○	○		内国消費税免税コード	内国消費税関係法規の規定に基づき免税または税の運行を受ける場合、その根拠別をコードで入力					
84	*	内国消費税免税届別	TS	an	1			N	N	N	N	N	N	X	X	○	○	-	○		N	N	N	N	X	X	X	○	○			内国消費税の免税または運行の適用を受ける場合は、全部該当、一部該当の別を入力 Ａ：全部該当 Ｐ：一部該当					